

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第165号

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

その他別に定めがあるもののほか、病院群輪番制病院運営事業を実施する病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、国及び地方公共団体が開設したもの以外のものをいう。以下同じ。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「を具備するもの（以下「事業」という。）」を「に該当するもの」に改める。

第3条から第9条までを次のように改める。

(交付の目的)

第3条 補助金は、本市における救急医療の確保を図ることを目的として交付する。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象者は、病院群輪番制病院運営事業を実施する病院とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、病院群輪番制病院運営事業に要する費用の額の範囲内において別に定める額とする。

2 前項の補助金の額は、1当番担当日当たり90,000円（1月1日から同月3

日まで及び12月29日から同月31日までについては、1当番担当日当たり130,000円)を超えることができない。この場合における当番担当日の算定については、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる診療担当時間をもって、1当番担当日とする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間における病院群輪番制病院運営事業について、それぞれ当該期間の開始の日の14日前の日とする。

- 2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、病院群輪番制病院運営事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。
- 3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に要する費用の明細書
- (2) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた病院は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は病院群輪番制病院運営事業を中止しようとするときは、病院群輪番制病院運営事業変更・中止承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 条例第18条第1項に規定する報告書は、病院群輪番制病院運営事業実績報告書（第3号様式）とする。

- 2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業に要した費用の明細書
 - (2) 診療科目別患者数に関する報告書

- (3) 住所別、性別及び年齢別患者数に関する報告書
- (4) 来院時間帯別患者数に関する報告書
- (5) その他別に定める書類

3 条例第18条第1項の規定による報告は、4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間における病院群輪番制病院運営事業の実績について、それぞれ当該期間の満了日の翌日から起算して4日以内にしなければならない。

(補則)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に關し必要な事項は、保健福祉局保健衛生担当局長が定める。

第10条及び第11条を削る。

別表中「第3条関係」を「第5条関係」に改める。

第1号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「年度病院群輪番制病院運営事業補助金交付申請書」を「病院群輪番制病院運営事業補助金交付申請書」に改め、「（記名押印又は署名）」及び「印」を削り、「京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則第4条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に、「申請金額」を「交付申請額」に改める。

第2号様式注以外の部分中「年度病院群輪番制病院運営事業実績報告書」を「病院群輪番制病院運営事業実績報告書」に改め、「（記名押印又は署名）」及び「印」を削り、「京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則第8条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に改め、同様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

病院群輪番制病院運営事業

変更

中止

承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
病院の所在地	病院の名称及び代表者名

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則第7条の規定により
変更
中止
の承認を申請します。

変更の理由及び内容又は
中止の理由

注 該当する□には、✓印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則第5条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)